

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月26日

鳥取市長 深澤義彦

### 鳥取市条例第53号

鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

(鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取市文化センターの設置及び管理に関する条例(平成18年鳥取市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに地方自治法」を「及び地方自治法」に改め、「及び第228条第1項」を削り、「使用料」を「利用料金」に改める。

第7条第2号中「使用」を「利用」に改める。

第8条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第9条(見出しを含む。)及び第10条(見出しを含む。)中「使用」を「利用」に改める。

第11条を次のように改める。

(利用料金)

第11条 文化センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別表

第1又は別表第2に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

第12条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「公益上特に必要があると認めるときは、使用料」を「あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金」に改める。

第13条の見出し及び同条本文中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「次の各号のいずれかに該当するときは、市長は」を「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号を削る。

第14条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第15条の見出し中「目的外使用等」を「目的外利用等」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用し」を「利用し」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第16条中「使用者」を「利用者」に改める。

第18条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に改める。

第19条第1項中「使用」を「利用」に改める。

第20条第2項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第21条中「使用者」を「利用者」に改める。

第22条を削り、第23条を第22条とする。

別表第1中「生涯学習センター使用料」を「生涯学習センター利用料金」に改め、同表備考第2項中「使用する」を「利用する」に、「使用料は」を「利用料金は」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表備考第3項中「使用する」を「利用する」に、「使用料は」を「利用料金は」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表備考第4項中「使用料は基本使用料」を「利用料金は基本利用

料金」に改め、同表備考第5項中「使用期間」を「利用期間」に改め、同表備考第6項中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第2第1項中「ホール使用料」を「ホール利用料金」に改め、同項の表備考第1項中「使用料」を「利用料金」に、「使用分」を「利用分」に、「使用する」を「利用する」に改め、同表備考第3項中「使用」を「利用」に改め、同表備考第4項中「使用する」を「利用する」に、「使用者」を「利用者」に、「場合の使用料」を「場合の利用料金」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表備考第5項中「使用許可時間」を「利用許可時間」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料は」を「利用料金は」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に、「使用料の」を「利用料金の」に改め、同表備考第6項中「使用する場合の使用料」を「利用する場合の利用料金」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表備考第7項中「使用する」を「利用する」に、「使用料は」を「利用料金は」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同表備考第8項中「使用料」を「利用料金」に改め、別表第2第2項中「練習室等使用料」を「練習室等利用料金」に改め、同項の表中「使用」を「利用」に改め、同表備考第2項中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第3項中「使用料」を「利用料金」に改める。

(鳥取市勤労青少年ホーム条例の一部改正)

第2条 鳥取市勤労青少年ホーム条例(昭和47年鳥取市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第228条第1項」を削り、「使用料」を「利用料金」に改める。

第5条第2号、第6条(見出しを含む。)及び第7条(見出しを含む。)中「使用」を「利用」に改める。

第8条を次のように改める。

(利用料金)

第8条 ホームの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別表に定める

金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「公益上特に必要と認めるときは、使用料」を「あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金」に改める。

第10条の見出し及び同条本文中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「次の各号のいずれかに該当するときは、市長は」を「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号を削る。

第11条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に改める。

第12条の見出し中「目的外使用等」を「目的外利用等」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用し」を「利用し」に改める。

第14条中「使用者」を「利用者」に改める。

第15条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に改める。

第16条第2項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第17条中「使用者」を「利用者」に改める。

第18条を削り、第19条を第18条とする。

別表第1項中「集会室等使用料」を「集会室等利用料金」に改め、同項の表備考第2項中「使用料」を「利用料金」に改め、別表第2項中「多目的ホール使用料」を「多目的ホール利用料金」に改め、同項の表備考第2項中「使用」を「利用」に改め、同表備考第3項中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第6項中「使用」を「利用」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。